

令和3年度岩手県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況

1 任免及び人数の状況

広域連合の職員は、地方自治法第252条の17の規定に基づき岩手県と岩手県内の市町（派遣元自治体）から派遣されています。職員の採用や退職などの任免については派遣元自治体で行われており、広域連合では実施していません。

(1) 派遣自治体別職員数

令和3年4月1日現在

派遣元自治体	令和2年度	令和3年度	増減	広域連合における役職名
岩手県	1人	1人	0人	次長兼総務課長
盛岡市	2人	2人	0人	事務局長、主任主査
宮古市	1人	1人	0人	主事
大船渡市	1人	1人	0人	主任
花巻市	1人	1人	0人	主任主査
北上市	1人	1人	0人	主任
久慈市	1人	1人	0人	主事
遠野市	1人	1人	0人	主査
一関市	1人	1人	0人	主任主査
陸前高田市	1人	1人	0人	主任
釜石市	1人	1人	0人	主任
二戸市	1人	1人	0人	主事
八幡平市	1人	1人	0人	主任
奥州市	2人	1人	△1人	業務課長
滝沢市	1人	1人	0人	主任
雫石町	1人	0人	△1人	
岩手町	1人	1人	0人	主事
紫波町	0人	1人	1人	会計室長兼会計管理者
矢巾町	1人	1人	0人	主事
山田町	0人	1人	1人	主事
一戸町	1人	1人	0人	主査
計	21人	21人	0人	

(2) 所属別職員数

区 分		令和2年度	令和3年度	増減
広域連合 事務局	事務局長	1人	1人	0人
	事務局次長	1人	1人	0人
	総務課	4人	4人	0人
	業務課	13人	13人	0人
	会計室	2人	2人	0人
広域連合 議会事務局	書記長	1人※	1人※	0人
	書記	4人※	4人※	0人
選挙管理 委員会事務局	書記長	1人※	1人※	0人
	書記	5人※	5人※	0人
監査委員事務局	書記	1人※	1人※	0人
計		21人	21人	0人

「※」は広域連合事務局職員が兼務しています

2 人事評価の状況

平成28年度に施行された地方公務員法の一部改正により、職員の人事評価について、能力や経験、勤務実績等を総合的に評価し、職員の任用、給与、分限等人事管理の基礎とすることになりました。

広域連合の派遣職員については、派遣元市町にて職員の任用、給与、分限等を行っていることから、人事評価制度における評価の最終的な判断等については派遣元自治体で行うこととしています。

そのため、広域連合では、人事評価制度に準じた形での評価を行い、その評価内容を参考資料として派遣元自治体に提示します。

3 給与の状況

職員の給与は、給料のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、単身赴任手当、児童手当があります。

このうち、給料、扶養手当、住居手当、期末手当、勤勉手当、単身赴任手当及び児童手当については、派遣元自治体の規定により支給され、広域連合が負担しています。

また、通勤手当、管理職手当、寒冷地手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当については、広域連合の規定により広域連合が支給しています。

(1) 広域連合が支給する手当（令和2年度）

区 分	手当の実績	内 容
通勤手当	4,266,556 円	片道2キロ以上の通勤距離で、バスなどの交通機関や自動車などの交通用具を使う職員に支給
管理職手当	3,344,400 円	管理または監督の地位にある職員に対して支給
寒冷地手当	1,191,360 円	世帯区分に応じ支給
時間外勤務手当	2,890,374 円	正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に支給
休日勤務手当	52,168 円	職員の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給
手当合計	11,744,858 円	

(2) 特別職の報酬

区 分		報酬の額	
広域連合長		年 額	70,000円
副広域連合長		年 額	50,000円
広域連合議会	議長	年 額	21,000円
	副議長	年 額	18,000円
	議員	年 額	15,000円
選挙管理委員会	委員長	日 額	5,000円
	委員	日 額	5,000円
監査委員	識見を有する者のうちから選任された者	日 額	5,000円
	議会の議員のうちから選任された者	日 額	5,000円

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

区 分	内 容
勤務時間	週 38 時間 45 分
休憩時間	一般的な場合 12時から13時まで
勤務時間の割り振り	一般的な場合 8時30分から17時15分まで

※休憩時間及び勤務時間の割り振りについて、子育て、介護又は通勤の事情に応じ、時差出勤や休憩時間の短縮を実施しています。

(2) 休暇

休暇の種類は、給与が支給されるか否かによって、有給休暇と無給休暇に分けることができます。有給休暇としては、事由を限らず毎年付与される年次休暇、負傷や疾病のため療養を必要とする場合に認められる病気休暇及び特定の事由に基づいて認められる特別休暇があります。無給休暇としては、配偶者、父母又は子などを介護する場合に認められる介護休暇があります。

区 分	内 容
年次休暇	1年ごとの休暇で、規則で定める日数が毎年付与され、規則で定める日数を限度として当該年の翌年に繰り越すことができる休暇（有給）
病気休暇	負傷又は疾病のため療養を要し、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇（3ヶ月以内まで有給・3ヶ月以上から無給）
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の理由により勤務しないことが相当である場合、それぞれ規則で定める日数を取得できる休暇（有給）
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇（勤務しない時間を減額）

5 休業の状況

休業の種類は、子を養育するため、一定の期間勤務しないことができる育児休業、一日の勤務時間のうち一部を勤務しないことができる部分休業があります。

令和2年度は取得実績がありません。

区 分	内 容
育児休業	3歳に達する日までの子を養育するために職務に従事しないことを認める制度である。（無給）
部分休業	就学前の子を養育するために、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲で職務に従事しないことを認める制度で、30分単位で取得することができる。（勤務しない時間を減額）

6 分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、病気などのために職務が十分に果たせない場合などに公務の能率を維持するために行う処分です。懲戒処分とは、法令違反などの義務違反があった場合などに規律の秩序を維持するために行う処分です。

このうち、分限処分については派遣元自治体の関係規定を適用して行い、懲戒処分については、広域連合の職務に関する懲戒は広域連合関係規定を適用して行います。

令和2年度は該当事案がありません。

7 服務の状況

職員は、地方公務員法及び岩手県後期高齢者医療広域連合職員服務規程により守らなければならない義務が定められており、全体の奉仕者としての職責を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するよう努めています。

8 退職管理の状況

平成 28 年度に施行された地方公務員法の一部改正により退職管理制度について規定されましたが、広域連合においては派遣職員のみで構成されており、該当する職員はおりません。

9 研修の状況

職員の研修については、実務と制度に精通することにより広域連合事務の円滑な運営に資することを目的に実施しています。令和 2 年度における研修の状況は次のとおりです。

研修種別	人数	研修内容
担当業務に係る実務研修	2 人	KDB システム操作研修
	4 人	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る国保連合会及び後期高齢者医療広域連合向け研修会(テレビ会議)

10 福祉及び利益の保護の状況

職員の健康診断は、派遣元自治体または広域連合で実施しています。

職員の利益は、不利益処分に関する審査請求制度により保護されており、不利益処分を受けた職員は岩手県公平委員会に対し審査請求をすることができます。

令和 2 年度は該当事案がありません。